

地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)推進事業

1 目的

子どもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを、地域住民やC S O（市民社会組織）、ボランティア等が協働し、支援していく地域の拠点を整備する。

2 事業内容

- (1) 事業主体 …… 市町
- (2) 運営主体 …… 非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、公益法人等）、市町及び市町が適当と認める団体
- (3) 事業 …… 運営主体において選定
 - ①利用対象者…… 宅老所：高齢者等
ぬくもいホーム：限定せず、分野が複数であること（高齢者・身体障害者・知的障害者・子ども等）

②提供するサービス

- ・ 通う（デイサービス、一時預かり）
- ・ 訪ねる（ホームヘルプ、家事援助、配食サービス）
- ・ 泊まる（ショートステイ）
- ・ 送る（送迎サービス）
- ・ 集う（サロン）

- ※ 国の制度外の独自の事業を少なくとも一つは行う
- ※ 国からの事業を既に実施している場合は、新たな対象に向けての事業の追加の際に実施可能
- ※ 既存事業の対象者の増に伴う増築等（量的増加）には補助しない。

対象者を限定しない
サービスを提供する場



誰もが気軽に利用できる
地域交流の場



様々な情報提供や
相談の窓口



地域共生ステーション



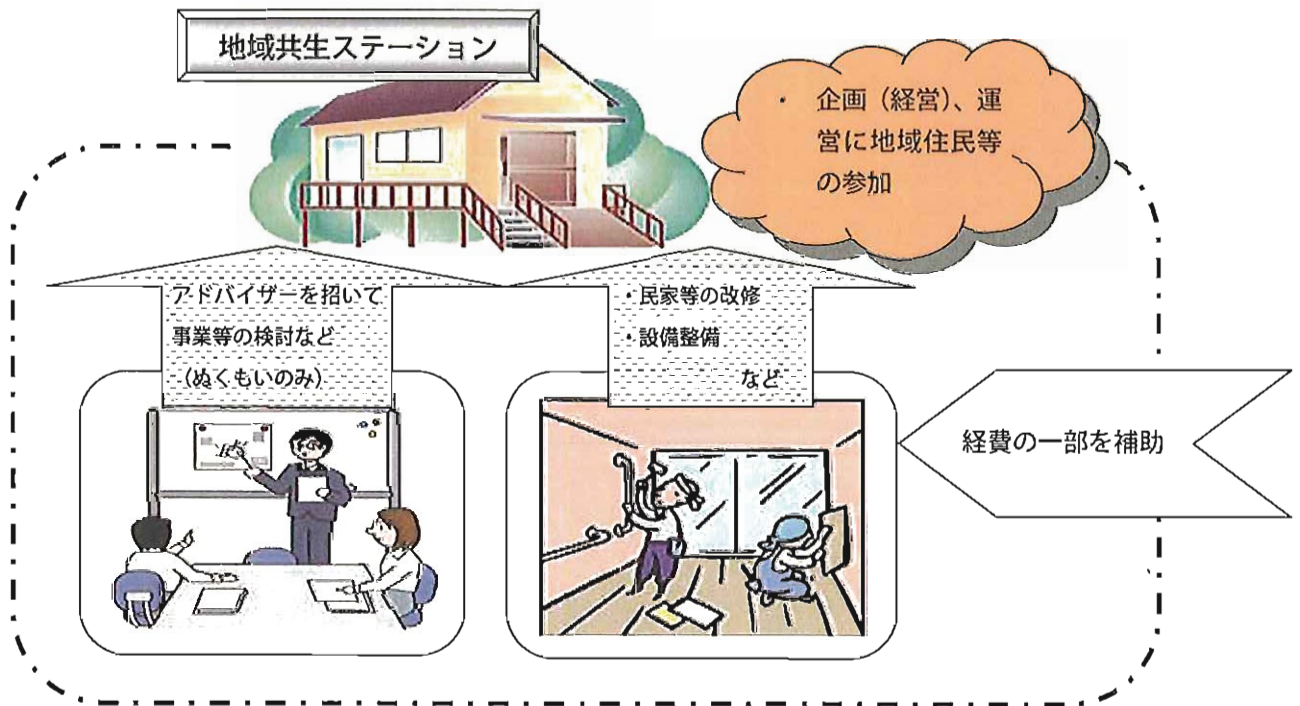
(4) 補助対象経費

①サービスの安定的・継続的な実施に必要な経費（ぬくもいホームのみ）

- ・ サービスの新規開発、実施
- ・ アドバイザーによる相談・支援

②地域共生ステーション等活動拠点の整備に要する経費

- ・ 空き施設、空き民家、空き店舗等の改修等
- ・ 設備の整備



(5) 補助率 1/2

(6) 補助限度額 宅老所：2,000千円
ぬくもいホーム：2,500千円

(7) 事業費 22,500千円（2,500千円×5箇所+2,000千円×5箇所）

(8) 事業実施期間 平成19年度～

(9) その他

① 経営又は運営に地域住民等の参加

- ・ 理事会等とは別に「運営委員会」（仮称）を立ち上げ、地域住民（自治会、婦人会、民生委員児童委員等）の意見を経営に取り入れる。
- ・ 実際の活動に、ボランティア等として地域住民を活用する。

② 人員配置及び設備基準

- ・ 高齢者、障害者、児童等の利用に配慮した安全な設備構造
- ・ 概ね利用者1人当たり3㎡程度以上のスペースを確保
- ・ 概ね利用者3人に対し、1人程度の従事者を配置
- ・ 看護師、保育士等、利用者に応じた資格所有者を配置
- ・ バリアフリーに配慮

問い合わせ先：○佐賀県健康福祉本部地域福祉課 地域福祉担当
電話 0952-25-7053
e-mail chiikifukushi@pref.saga.lg.jp
○各市町福祉担当課